国民年金基金連合会 宛

事務処理センター用(拠)

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
●選択項目の☐にはチェックをご記入ください。

1.申出者

▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

氏名	フリガナ	基礎年金番号	ー
		生年月日	☐ 昭和5 ☐ 平成7　年　月　日

被保険者の種別	☐ 第1号被保険者 ☐ 第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)のいずれにも加入していない方 (00：他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)の方) ☐ 第3号被保険者 ☐ 任意加入被保険者

(※1)確定給付企業年金、存続厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

●企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入している方は、この届書を提出することはできません。
●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月翌月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。
●拠出限度額と掛金額との差額分は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について
●掛金額は、掛金額の変更を希望する月以降からご記入ください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2．当年の掛金額の指定

当年【令和　　年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	円	円
2月26日引落（1月分）	円	円
3月26日引落（2月分）	円	円
4月26日引落（3月分）	円	円
5月26日引落（4月分）	円	円
6月26日引落（5月分）	円	円
7月26日引落（6月分）	円	円
8月26日引落（7月分）	円	円
9月26日引落（8月分）	円	円
10月26日引落（9月分）	円	円
11月26日引落（10月分）	円	円
12月26日引落（11月分）	円	円
合　計		円

3．翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和　　年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	円
2月26日引落（1月分）	円
3月26日引落（2月分）	円
4月26日引落（3月分）	円
5月26日引落（4月分）	円
6月26日引落（5月分）	円
7月26日引落（6月分）	円
8月26日引落（7月分）	円
9月26日引落（8月分）	円
10月26日引落（9月分）	円
11月26日引落（10月分）	円
12月26日引落（11月分）	円
合　計	円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
（26日が土日･祝日の場合は翌営業日に引落されます）



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	0	0	1	0							りそな銀行

受付金融機関	事務処理センター
令和9　年　月　日	

★ 様式第 K-030号　(2026.12)